

**平成20年七戸町議会第1回定例会
会議録（第3号）**

平成20年3月14日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第25号 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第26号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第27号 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第28号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第29号 七戸町営住宅条例一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第30号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第31号 七戸町コミュニティーセンター等設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 七戸町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第34号 七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第 7号 平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第 8号 平成19年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 9号 平成19年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第10号 平成19年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第11号 平成19年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第12号 平成19年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第13号 平成19年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第14号 平成19年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 予算審査特別委員会審査報告

	議案第15号	平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算
	議案第16号	平成20年度七戸町国民健康保険特別会計予算
	議案第17号	平成20年度七戸町老人保健特別会計予算
	議案第18号	平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第19号	平成20年度七戸町介護保険特別会計予算
	議案第20号	平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
	議案第21号	平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
	議案第22号	平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
	議案第23号	平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第24号	平成20年度七戸町水道事業会計予算
日程第22	議案第37号	七戸町公の施設における指定管理者の指定について
日程第23	議案第38号	工事請負契約の締結について（榎林・上北町線交通安全施設整備工事）
日程第24	議案第39号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25	議案第40号	七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第26	議案第41号	七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第27	議案第42号	七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第28	報告第1号	平成20年度七戸町土地開発公社予算について
日程第29	請願第1号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書
日程第30		委員会報告について
追加日程第1		動議について

○本日の会議に付した事件

日程第1	議案第25号	七戸町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第26号	七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第27号	七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第28号	七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第29号	七戸町営住宅条例一部を改正する条例について
日程第6	議案第30号	七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 31 号 七戸町コミュニティーセンター等設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第 32 号 七戸町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 33 号 七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 34 号 七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 35 号 町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 36 号 町道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 7 号 平成 19 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 8 号 平成 19 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 9 号 平成 19 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 10 号 平成 19 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 11 号 平成 19 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 12 号 平成 19 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 13 号 平成 19 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 19 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 予算審査特別委員会審査報告
- 議案第 15 号 平成 20 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算
- 議案第 16 号 平成 20 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 20 年度七戸町老人保健特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 20 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 20 年度七戸町介護保険特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 20 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 21 号 平成 20 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 20 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 20 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 20 年度七戸町水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 37 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 38 号 工事請負契約の締結について（榎林・上北町線交通安全施設整備工事）
- 日程第 24 議案第 39 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25	議案第40号	七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第26	議案第41号	七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第27	議案第42号	七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第28	報告第1号	平成20年度七戸町土地開発公社予算について
日程第29	請願第1号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書
日程第30		委員会報告について
追加日程第1		動議について

○出席議員（18名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	瀬川左一君		4番	盛田恵津子君
	5番	田嶋弘一君		6番	田嶋輝雄君
	7番	鳥谷部康隆君		8番	三上正二君
	9番	天間清太郎君		10番	原孝子君
	11番	川村三十三君		12番	松本祐一君
	13番	二ツ森圭吉君		14番	田島政義君
	15番	中村正彦君		16番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	福士孝衛君	副町長	小又勉君
総務課長	藤賀慶二君	支所長	駒嶺純一君
企画財政課長	坪寿美君	税務課長	天間勤君
町民課長	岡村茂雄君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	大平均君	会計課長	小林章廣君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策推進監	太田茂君
新幹線建設対策課長	八嶋亮君	建設課長	天間一二君
商工観光課長	塚尾義春君	上下水道課長	神山俊男君
城南児童館長	成田武泰君	道ノ上保育所長	向中野良一君
教育委員長	中村公一君	教育長	新谷勝弘君
学務課長	仁和民夫君	生涯学習課長	楠章君

スポーツ振興課長補佐	桜田 明 君	中央公民館長	二ツ森 政 人 君
南公民館長	千葉 岩 男 君	農業委員会会長	鳥谷部 長 作 君
農業委員会事務局長	中野 均 君	代表監査委員	新館 昭 子 君
選挙管理委員会委員長	松下 喜 一 君	選挙管理委員会事務局長	岡村 茂 雄 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	小林 広 一 君	事務局 次 長	中野 昭 弘 君
-------	----------	---------	----------

○会議録署名議員

14番	田島 政 義 君	15番	中村 正 彦 君
-----	----------	-----	----------

○会議を傍聴した者（ 名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成20年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

これより、3月11日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

これより、議案審議に入ります。

その前に、昨日、予算委員会で14番議員から発言ありました開発道路の関係に関して、副町長より答弁させます。

副町長。

○副町長（小又 勉君） 答弁いたします。

土地区画整理事業地内から外れる部分の道路の整備ということですが、確かに言われれば、事業でやればきちっと舗装されますし、外れた部分はいわゆる砂利道ということになります。非常にこういう状態ではよくないということで、いわゆる同時に、当然外れた部分は町の単独の事業になりますが、あわせて一緒にこれ整備していかなければならないと。

おっしゃる道路、いわゆる場所については8メートルで整備ということになっています。それがいわゆる4メートルしか整備されない。現道はあと2メートルということで、ですから6メートルになります、合わせると。そこで、同じ8メートルの整備となれば、そちらの方からは原則寄附と、いわゆる拡張部分は寄附ということで、いわゆる工事については町が工事をしていかなければならない。同じような道路で仕上げる。これが同時進行ということを進めるということにしていかなければならないと思っています。

そういうことです。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 役場の担当職員だけでなく、できたら地権者は皆知っている方ばかりのはずです。今家を建てる方もいるのです。そして、あれにコンクリのあれをやられると今度また補償問題が出てきますから、ですから早めに、私事ですが、私の息子今家を建てるわけですから、そうするとコンクリ打ってしまうと大変なことになるので、そこは、道路分は前にはかった分あるので、それはもう、締め切りも前は地権者でなくて、それもそうなったものが、地権者がちゃんと了解とってますので、私のほうのそこは三角の部分は同じく役場にもう寄贈するなら寄贈してもいいし、だから、それを1人だけやっただけでうまくいかないのです。ですから、やるのであればやっぱり、担当職員はもう今の駅前だけで大変ですから、その辺町長でも副町長でも覚えている人があれば声かけながら、オープンするときに余り格好の悪いような形でない方でやっていただきたいと。

要望ですので、ひとつよろしく、わかりました、ありがとうございます。

○日程第1 議案第25号

○議長（田中正樹君） 日程第1 議案第25号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

お手元に配付した日程順番でやります、25号です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第26号

○議長（田中正樹君） 日程第2 議案第26号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第27号及び日程第4 議案第28号

○議長（田中正樹君） 日程第3 議案第27号七戸町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第4 議案第28号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、議案第27号及び議案第28号の2議案を一括議題とすることに決定しました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号七戸町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第28号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第29号

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第29号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） この提案だけではちょっとわからない。平成3年法律第77号第2条第6号に規定する云々とあるのですが、この条文を説明してください。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

条項の第77号の2条6号の規定に関するということでの御質問でございますので、暴力団による不当な行為の防止に関する法律の77号の2条の6号の規定に暴力団員の構成員を言うということでもあります。

これは暴力団員の、2条は、この法律において次の項で挙げる用語の意味をそれぞれ各号に定めるということによるということ、6号が暴力団員の構成員をいうということ規定されています。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 純粹に暴力団員であるかないかということの判定も必要だろうと思うのですが、暴力団にかかわるというような条項は一つもないですね、条項はありませんね。暴力団員であるというその認定はだれがするのですか。証明書か何か出させるの。私は何組のこういう人間でございますなんて証明書を出すのですか。どのような判定の仕方をするのですか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 今回のこの改正中ですけれども、町営住宅入居資格に公営住宅における暴力団排除にかかる措置を明確化して条例で定め、県警本部及び七戸警察署と連携及び協力するために明文化するものでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 警察から認定書もらうの。じゃ、もし離婚した暴力団との、法律上においては離婚しているけれども、実質的には暴力団とのかかわりが非常に強いというような人たちについてはどうするの。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 今の川村議員の御質問ですが、七戸町の条例にこれを加えることによって、県警本部及び七戸警察署から。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 具体的な運用については、当然これは警察署と協議しながら進めていかなければならないと思っていますので、これをつくって、その後のことについては、そちらと密接な協議をしながらのものということになると思います。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 極めてこれはプライバシーに関することで、人権侵害にもつながりかねません。川村、あれ議会で何だかんだ言う、あれも暴力団の一人でないかと、調べてくれないかと。例えば、警察にそのような照会をするなどということになると、極めてその人格を傷つけることになります。今どこの議会でもこれでもめているのです。今なぜ暴力団ですかと。わからないわけでないけれども、暴力団のほとんど日本人だろうと思うのだけれども、そういう意味において、プライバシーを侵害するということが非常に強いものですから私は聞いているのです。

課長ら答弁してくれと言っても、課長だって出てきた法律、だれ決めたんだかわからな

いのこうやってくれば、これは答弁に苦しむだろうと思う。

はい、次の質問です。

入居審査に当たっての順位の決定です。入居順位はいかようにして決めるのか。非常に町民の間に不満があります。町会議員の紹介なら早く入れる、いやいやそういうのが聞こえてくるのです、私も町会議員ですから。あなたに頼めば、私に頼めばもうだめですと、私は断っていますけれども、私の言うこと聞く人だれもないから。

ただし、何年も待っても入れない人が、ある時ぽつと入ったとかというようなことが、これどこでどのような審査するのですか、お知らせください。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） ただいまの川村議員の質問にお答えします。

入居の申し込みを公募いたしまして、入居者が申し込みいたしました後にそれをもとに審査会を開いていただきまして、入居の審査をしてもらい、入居者決定の審査をしてもらって、その後決まった方で抽選を行い、入居決定になる流れでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 入居する方々だけを公表するのではなくて、応募した方々も今度お知らせしたらいかがです。こういう方々が入居希望者であるということ。そして審査をした結果この人に決まりましたと、こういうような透明性のあるいわゆる情報公開というのは私は必要だと思うのですが、そこまで考えておりませんか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 今の入居決定者の情報公開というところまでの今のところはありませんけれども、そういうのがあったら公表できるのかどうか、それもうちよつとこれから検討しなければならぬ、検討というか、（発言する者あり）今の御質問、応募された方を公表するということですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 会長ですので、審査委員会の、私から答弁をさせていただきます。

先ほども課長から報告を、答弁をしたわけですがけれども、応募なされた方々を、私も全然どなたかという名前はわからないわけです。そういう名前を伏せて、いろいろ状況を列記してそれぞれに出すわけでありましてけれども、それを議会からもう2人、議長さん初め2人の方が審査委員として入っているわけでありまして。それから、私も副町長も、それから福祉事務所の所長さんとか、そういう方が入って慎重に審査をいたしております。そしてその緊急度とかまたその困窮度とか、そういうものを審査して、この人が最適だといえればその人にするということでもあります。そして、同じようなレベルで同じように困窮して困って大変な状況だということになると、どう判定できないということで抽選に持ち込んでいるということでもあります。

そういうことで、公平に進めているというふうに思っております。

それから、何年も申し込んでも当たらなかった、急に当たったという、今まで私もずっと会長として見てきたのですけれども、そういう方は私は記憶にありません。それでも2回、3回、4回ぐらいまでは申し込む方がおります。それもちょうと4回目とか3回目とかあるわけですが、同等で3回目、申し込みの回数が多い方を優先するというところもあるわけでありまして、そういうことで。

それから、応募された方の名前を公表するということと、その内容を透明化するということになれば収入は何ぼとかそういうものも入れなければならなくなるわけですので、プライバシーにかかわるのかということで、慎重を期さざるを得ないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 町長、会長だそうですから公平にやってほしいという要望はしますけれども、名前だけ出すということ、何も収入とかそういうようなものまで出せと入ってない。検討してだめならだめでいいですが、ただ、次に私はそういう待機者、待っている人たちはどれぐらい現在あるのかということです。入りたくても入れないと。

そうだとすれば、今、七戸町の中で空き家がいっぱいあります、空き家がいっぱいあるわけだ。例えば、教職員住宅はどうですか、それから雇用促進住宅はどうですか。こういうようなところに手を加えて、そしてできるだけ、雇用促進住宅でそれは入居条件があるでしょうけれども、がらっとしているでしょう。人が入らないと、あの建物は本当に壊れていきます。そういうようなものに手を加えて、そして、財政が厳しいと言っているわけですから、だとすればそういうようなところに働きかけをして、空き家を探しながらそうやる方法もあるのではないですか。

町長、いかがですか、どれくらい待っている人がいるの、それも含めてどうなんですかと聞いているのです。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 待機者何人ぐらいいるのかとかそういう状況については、私、ちょっとありませんので事務のほうから答弁させます。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 川村議員の待機者の数、多くの方がいるということで、現在は個々に応募しているわけではなくて、広報に載せまして、空き家があいた状態で公募していますので、申し込みの待機者というものはうちのほうでは把握していない状態です。

ただ、いつ広報に載りますか、空き家があきますかという確認というか、その電話はたびたび来てますけれども、そのときは、空き家が出れば広報に掲載しますので、お申し込みくださいということで対応しているところでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 町長にお願いしたいのは、ああいう雇用促進住宅というのは

現にあいてるわけですよ、使われてないでしょう。入りたくないというのと現に困っている人といったらそれはマッチしないかもしれないけれども、しかし、ちょっと改装することによって、あれに手を加えるのは町の責任ではないわけですけども、そういうのを私は県のほうとも、あれはどこの建物だ、雇用促進、国交省だか厚生省だかわかりませんが、そういうところと連携をしながら有機的に、効率的に私は活用する方が私はいいと思うのですが、その辺、やっていただければ。今の町営住宅があくのを、確かに天間地区の住宅は非常に素晴らしいです。七戸地区の住宅なんていうのは何十年たったでしょうか、町営住宅は。そうすると、こっちはあかないだろうと思う。新しいところはあかないと思う。

だとすれば、待つと言うよりも、みずからのそういう交渉の中で、厚労省あたりとも交渉しながら雇用促進住宅等を利用できるような方向をとってください。これは町に要請しておきます。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） 審査委員の、審査会の、議会から2名というの、議長はわかるのですが、もう1名は当て職でしょうけど、どなたでしょうか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 議会からは、先ほどのあれですけども、議会からは議長だけでございます。私もちょっとあれでしたけれども。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

14番。

○14番（田島政義君） 11番議員が、名前の公表とかそういうのきいて、私は審査の仕方をちゃんと説明しないと、私も4年間審査委員の中に入っていましたから、あれ名前が出ると審査されないのです。覚えた人来て、皆、それこそどうなるか。我々のときはたしかローマ字だけで、頭文字だけで仮に私の場合だったら、MTだけで、年とあとは収入と、本当にどこのだれだかわからないのしか出てこないわけです。名前をつければ完全にわかるわけですから、それこそ、これ入れたらいいんでないかとそこで会議にならない。今どうなってる、名前出しているとの。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） ただいま14番議員の質問にお答えします。名前は出しておりません。出身町の、七戸町なら七戸町、東北町なら東北町の方が申し込みしているというだけでございまして、名前は伏せております。（「わかりました」と発言する者あり）

○議長（田中正樹君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第30号

○議長(田中正樹君) 日程第6 議案第30号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番(佐々木寿夫君) 七戸町の介護保険料というのは大変高いわけで、県内でも非常に高い介護保険料になっているのですが、ところで、あれは3年ごとに見直すことになっているわけです。平成18年に今の介護保険料を決めて、そしてそれから3年といえば既に2年たっているわけです。

そこでお伺いいたします。来年は多分3年目で料金の改定という問題あるのですが、その辺の高くなるのか安くなるのか、その辺の見通しをちょっとお伺いしたいと思います。そのことによって、この条例が、改正が続くかどうか関係するわけですから、その辺の見通しをお知らせください。

○議長(田中正樹君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(大平均君) お答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたように3年ごとに見直しをするということになってございます。18、19、20年度まで今の料金でいくわけですが、20年度において21年度から3年間分について決定するわけですが、今の経営状況といいますか、それを申し上げますと、見込みより給付が少ないと言いますか、ちょっと下回っておりますので基金に造成してございます。

ということから、これから大きな施設といいますか、そういうのを建てたり、極端に給付がふえないということを考えますと、今の額、もしくは下回ることも考えられますので、ちょっと上がる要素は今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 七戸町の現在の給付のあれ、掛け金の基準額が5,598円でしたか、たしか。これは県内では高いほうのまず1、2、3になるのです。県内で高いというのは、青森県は全国的に高いですから、全国的も指折りの、何と言いますか、高い金額になるのです。

少子化のほうの対策は、もう県内でもトップのレベルの少子化の対策で、介護保険料のほうは県内でトップというのは、トップ水準というのはちょっと私も、やっぱり少子化にかかりすぎているのでないかということで、そのような経営状態であれば、努力して下げるなり、現状維持なり、改定するときには努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第31号

○議長（田中正樹君） 日程第7 議案第31号七戸町コミュニティーセンター等設置条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） コミュニティーセンター集会所、分館、これ皆同じですか、どうですか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（坪 寿美君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

コミュニティーセンター、集会所、これは同じように町の管理していると施設でございますが、分館といいますと、これまた、何と言いますか、こちらについては建物等集会施

設を指すものでして、分館についての定義については、きのう、生涯学習課のほうで説明したとおりと、公民館の分館、地区分館ということでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） このコミュニティーセンターでは、地域住民のコミュニティー活動の充実及び生活向上と発展を図る。これは、こう見ますと、旧小学校学区に一つずつあります。桁と四ヶ村と李沢は集会所になっているのですが、これによって設置条例は一緒になっているわけですが、管理者等については、これは町で補助を出しているのですか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（坪 寿美君） お答えいたします。

管理者等への補助ということですが、管理者ということではなく、町が直接管理しているものですから、かかる経費については、例えば施設管理運営費、電気料とか光熱水費さまざまかかりますけれども、それについてはこちらで支払いしたり、また使用に当たっての会費、開け閉めといいますか、清掃といいますか、については掃除したとき開け閉め1回幾らというぐあいに支払いしております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） この旧小学校学区内にコミュニティーセンターある。センターがなければ集会所になっている。そのほかに分館があるわけ、そうですね、そう理解していいでしょう。

例えば、四ヶ村にそれぞれ集会所はない。下野崎、上野崎、花松、中岫にはそれぞれ町の集会所はないわけです。しかし、四ヶ村の集会所という一つの集会所がある。そのほかに分館というのがあるわけです。これは競合しません。分館だって公民館活動の一環としてやるのであれば、コミュニティー活動を主とするものでありましょう。これと、この競合するのとは何か二重になるような気がするのですが、明確に教えてください、説明してください。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（坪 寿美君） 明確にといいますと、例えば、あくまでもここで言いました四ヶ村集会所、これは四ヶ村地区の集会所でございます。四ヶ村には花松分館という公民館分館がございますが、わかりやすく言いますと、例えば、この四ヶ村集会所を利用して花松分館が活動をしているといたしますか、ある地区におきましては集会所の看板と同時に、隣に活動する地区、自分たちの活動の場としての分館名を表示しているところもございます。あくまでも分館につきましては、建物とかでなく、活動するための団体名と私は解釈しております。

詳しくについては、これ社会教育法云々になりますけれども、その辺につきましては…

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 課長、私、こういう合理化というような政策を町で持つのであれば、集会所も、今、分館を使って集会をやっているところもあるでしょう。ありませんか、ありますよ。このコミュニティーセンター、例えば町内会のコミュニティーセンターを使って、公民館活動のほうは分館だけ使って、そういうこと、そうでないでしょう。町長は覚えて話してますか、黙ってなさい。

私が言うのは、今合併したことによって合理化しようと。施設の合理化等もある。私はわからないから言ってるのです。そういうような、二重に経費がかかるようなことは、極力避けたほうがいいだろうと。私見るには、これは旧小学校学区ですよ、そうですね。しかし、そこには三十数年前に、いわゆる地域の文化のよりどころとして分館を置いたわけです。私はこれ重なるような気がして、重ならないというの本当に、本当。

昨日だって私が分館についてやったら、副町長は、これはやはり考えなければならない問題があるから、指定管理制度にやるといような方向を出してきたでしょう。これもそういう方向でやれないのかということなんです。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 実は昨日答弁したのとの関連で、いわゆるそれに向けての一つの条件整備ということになります。大体おわかりだと思いますけれども、確かに問題はあるのです、町の施設ですから。そこで料金をそっちに委託している。ですから、これ、早めに直さないとだめということで、そのための一つの条件整備です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 副町長、早く話せばいいでしょう、そうでしょう。町長手を挙げたり、企画財政課長がこうやって、そうでないと、あなたが話すと明快なんです。これについては検討すると、重複してるんだから、このことについては、早い機会にやると、それでいいのです。そうすれば私は聞かないのです。

そういう方向で、合理化の方向に向けてください。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号七戸町コミュニティーセンター等設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第32号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第32号七戸町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑ありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号七戸町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第33号

○議長（田中正樹君） 日程第9 議案第33号七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第34号

○議長（田中正樹君） 日程第10 議案第34号七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号七戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第35号

○議長（田中正樹君） 日程第11 議案第35号町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第36号

○議長（田中正樹君） 日程第12 議案第36号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第7号

○議長（田中正樹君） 日程第13 議案第7号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページ、第9款第1項地方交付税から13ページ、第13款第3項委託金まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、14ページ、第14款第1項県負担金から、19ページ、第20款第1項町債までを発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、歳出に入ります。

20ページ、第1款第1項議会費から、23ページ、第2款5項統計調査費まで発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 次に、24ページ、第3款第1項社会福祉費から27ページ、第3款第2項児童福祉費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 次に、28ページ、第4款第1項保健衛生費から32ページ、第6款第2項林業費まで発言を許します。

8番。

○8番(三上正二君) 多分、見間違い、理解不足だと思うのですけれども、補正額の形で補正して、7目の農業振興費です、30ページ。補正して1,942万4,000円になったということなんですけれども、これ補正して、そして昨日、おとといですか、やりました農業振興費の前年度のところでは、1,706万9,000円になっているのですけれども、これどう見ればいい、見方わからないから聞いてるのですけれども。昨日、おとといやりました農業振興費で、本年度は1,976万2,000円と、前年度で1,706万9,000円とあります。多分これ見方の違いかもわからないけれども、どこから見ても同じ、今の補正変わったのが前のか、その辺のところちょっと教えてもらえませんか。

○議長(田中正樹君) 農林課長。

○農林課長(森田耕一君) お答えします。

19年度の当初予算が1,706万9,000円でございます。それで、これが今回、補正前の額ということで2,024万6,000円ということになっておりますけれども、この差については6月とか9月、12月の補正の関係で増額が減額かということになって、今回の場合は増額になっているというふうなことでございます。

○議長(田中正樹君) 8番。

○8番(三上正二君) 理解できないんだ。今これかけているのは、今の最終的に全部補正しなければ、こういうふうにして1,900万九百何ぼになりましたという説明でしょう。(「そうです」と呼ぶ者あり)これが今補正かけた、これが受けて昨日やった、順序逆になったけれど、ここにきてるわけだ。まあ、いい、あとで聞く。

○議長(田中正樹君) 次にございせんか。

11番。

○11番(川村三十三君) 水田農業構造改革事業費にかかわって、農林課のほうで、この間農水省から、東北農水局から何かポスター来ましたね。ポスターの取り扱いどうしてますか。

○議長(田中正樹君) 農林課長。

○農林課長(森田耕一君) この前、国で、1月地方へ上がった事業なんですけれども、米の作付の関係で、19年度の作付面積より20年度減らした場合、10アール当たり5万円というふうなが入ったポスターが(発言する者あり)、それについては今の事業に該当しないということで、うちのほうでは配付しておりません。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 減反等を進めている日常的な農業政策の中で、農政局が出したあれを私のほうのに合わないということで却下するのですか。それは課長の裁断ですか、どうですか。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

米づくりの関係もございますけれども、今の国の補助の関係もございまして、その事業にうちのほうはちょっと乗れないということで、ポスターは配付しておりません。配付すれば、農家のほうが事業の関係もございまして、結構戸惑うみたいな状態ございましたので、配付してはおりませんでした。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 今、課長説明したのは、いわゆるそれにいく経緯、理由を話しているのですけれども、いわゆるうちのほうの取り組みの実態に合わないということで掲載はしないということにしてみました。

ただ、もちろんそれが今度農水省の局長が来た時点でまたちょっと変わったのですけれども。

○議長（田中正樹君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中野 均君） ただいまの11番議員さんの御質問の趣旨は、農政局で米が余っているということで米をつくらないでほしいという意図で、資源の無駄遣いとか何とかというポスターをつくったと、その関係でございましょうか。私もそのところ記憶していますけれども、何か見てみますと、庁内には私掲示しているのを見たような記憶がちょっとないのですけれども、その関係ですよね。

農政局のほうでは、上の資源の無駄遣いというところをカットして、下のいわゆる説明書きの部分だけ張っていたとかという新聞の記事を見まして、なるほどなということで理解していましたが、農林課のほうにそのポスターが送付されていると思うのですが、その関係ということで、その扱いをどうしたかということですね。それでよろしいですね。

その点になると、農林課長になりますので。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 笑い事でないですね。食糧の自給率が30%、今切るのではいかといわれているときに、その減反政策がどうのこうのということは、これは私のほうでは合わない。合わない判断したのはだれかと、私は聞いているのです。張らなければ張らなくてもいいです。それは、私たちのほうの基本的な考え方だということになれば、それでいいわけですか、いいですか。

ただ、それと、今度はガソリン税の問題との絡みも出てくるわけですね。報道の仕方そのものが、だれによってそれが決まるのかということになると、そのことを私はこの間から

言ってるのです、いいですね。

今日だって、もう国会では9時からやっています。私たちは10時からです。9時から予算委員会でやってるわけです、その問題。まだ決まらないです。後でまた聞くけれども、修正されたらどうなるかと、今度は町長から聞きたいですから考えをしておいていただきたいと思うのですが。

それから、農政に関して、この当町と合わない文面であるからカットすると、こういうことですね。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 今のこの取り組みに関しては、七戸町地域水田農業推進協会という会が（発言する者あり）いや、ポスターは来ております。

実は、そのポスターの中に、先ほども申したとおり事業の内容も一応入っております。それで協会のほうで、ちょっと当町ではちょっと対応できないというふうな決議がなされてきて、それで、その事業の内容も入っておりますので、掲示はしておりません。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、33ページ、第7款第1項商工費から、39ページ第9款第1項消費税まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、40ページ、第10款第1項教育総務費から44ページ、第10款第5項社会教育費まで発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 昨日の生涯学習課長の説明で、北館地区のいわゆる史跡指定地のこの住居の移転は、全部完了いたしました。

よって、20年度の予算計上には、住宅移転費等は盛っていないと、こういうように私理解したのですが、それでよろしいですか。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えします。

北館地区の公有地化はすべて終了してございます。これは19年度最後の残っている土地、家屋について、こういう地価ができたということでございます。

ただ、20年度に予算が計上されていないということは、北館地区は終了しましたけれども、昨日の議論の中でもお話ししてございますけれども、反対側の角館地区のほうはまだ残ってございます。

ただ、ここは基本計画、これから城跡の整備の基本計画の中で集計地としてこれから整備していった方がいいだろうというふうな事項がございます。早急に全世帯といいますか、その地区を公有地化するというまだ状況にはないということで、その角館地区の方々の相談会なり説明会等を通して、住民の意向を踏まえながら、当然多額の資金が必要とな

るわけでございますので、県を通して文化庁との協議あるいは町の財政の状況等も勘案しながら対応してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 課長はちゃんと計画を見えていますか。七戸城趾のいわゆる将来的展望にかかわる長期計画があるでしょう。今のところは北館がそうで、もうそこは終わったと。しかしまだ、角館地区については民家もありますし、早期にあれを年次ごとに移転するという計画はあるはずですよ。いいですか、集計上これから計画を立てるでない、既に計画があるでしょう、あるのです。それが今年、移転費用等が一切盛られていないということに対して、私はあなたたちと、あなたたちとでないですね、町当局と文化庁との間にあつれきが生じて、その結果移転費用が計上されなかったのではないかと私は指摘しているのです。

いかがですか、この点について、教育長でもいいですから答弁してください。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） お答え申し上げます。

うちのほうの課長のほうからお話があったとおりでございますして、角館に関しましては、地域の方々とお話し合いをし、土地を購入しないということではないです。皆さんの意向を踏まえながら、今後購入できるのであればしていきたいと、このようにお話は申し上げているのは事実でございます。

なお、この予算の中に土地購入ゼロではないかというお話で、そのことが文化庁とのあつれき云々という議員からのお話でございますが、それは全く今のところございません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 全体計画の中に、角館を、あれを集計的にやるということは、それはわかっているのです、わかっています。

したがって、北館が今あそこにくるわができたりいたしますと、即向かい側に移って、さらなる七戸城趾の整理をするという長期計画があるではありませんか。これからでないでしょう。既にあるレールが一頓挫したわけですから、したがって、ずっと連綿と続いてきた移転費用が今年において補正予算にも計上されていないし、来年度予算にもないということに対して、私は疑義を感じると言ってるのです。

ですから、それがこの間の北館のくるわをつくりますとっていて、すぐ変えてしまった、朝令暮改のようにしてしまったその七戸町の道義的理念について、文化庁は非常に怒りをあらわにいただろうと私は思っているのです。教育長はそうでないと言ってます。そうでなかったら、なぜ移転費用が出てこない、なぜ文化庁が予算をつけないの。今までつけていたのです。

昨日、私は話をしました。町長との間に、七戸に公民館を建てると言ったときに、どう

されるかということについて私は説明したでしょう。それは、うそ偽りのないことです。

じゃ、なぜ移転費用つけないのですか。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） お答えします。

移転費用を仮につけるということであれば、どこのどなたが移転をする。それに合わせてどのくらいの費用がかかるというふうなことがはっきりして初めて町としての予算計上もできるわけですし、今のところは北館として終了をした。今後、角館のほうから、住民のほうから申し込みがあった場合お話し合いをしながら購入をしないわけでありませんという回答をしているわけでございます。

したがって、今回は20年度の予算の中には角館のほうの今購入、その土地のめどと言いますか、どなたのということがまだはっきりしていないために予算計上をしていない、こういうことでございます。

したがって、こちらのほうから文化庁のほうへ土地購入のために幾ら幾ら必要であるという要望をしたわけでもなかったと。したがって、あつりきによって予算がつかなかったということではないということをお話申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 教育長、それでいいですか、本当に。今までの計画の中では、そういう移転方法でやりました。私は移転したいと言った人、それやりました。計画の中で、今年度はこのところを調査したいからということで、その家に当たったのではありませんか。そういう形の中でやったでしょう。

じゃ、いつ移転したい人いましたら申し出てくださいと公募しましたか。課長どうです、そういうようなこと公募しましたか。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（楠 章君） その角館地区の方々との2回説明会、お話し合いの会を設けました。その中で、意向と言いますか、将来の意向をお尋ねしてございます。まだ当分の間ここに残りたいという方も複数名ございましたし、将来的には移りたいんだというふうな方々もおりました。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） そうなると、全体の計画が先延ばしになるでしょう。今年は説明したけれども、だれもなかったのではないでしょう。行きたい人もいるのでしょう、現に、行きたい人もいるわけです。いないと言えますか。こういうことは、もう旧七戸の議会のときから連綿と続いてきたのです。

いいですか、ですから、今切れるとこの次があるのかなという不安を感じるのです。現に課長のところにも何人か苦情申し述べているところあるでしょう。あつれきがないと言

えばそれかもしれませんが。私はそういうことを感ずるからです。

それは、教育長そのものに責任はない、責任でないけれども、大局的なものから見ると、それは責任を感じざるを得ないだろうと思っているのです。

私はやっぱり、移転費用が、移転費用がないから移転させれないのでしょうかそうでしょう。6,000万円なり幾ら、文化庁から来れば交渉に当たるはずです。申請もできない。申請したかどうか先です。申請していないでしょう、申請できなかったのでしょうか、現に。そうじゃありませんか。申請すれば文化庁何か言います。あつれきがないと言ったけれども、私はあつれきがあると思う。

私に対して、絶対あつれきがありませんというのであって、そういうのであれば答弁してください。そういう町との、文化庁との間に全然そういうのありませんといたら、そういうようにお答えいただければ結構です。

それから、移転希望している人ないとはっきり言えるのだったら言ってください。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（新谷勝弘君） 川村議員にお答え申し上げます。

昨日来、文化庁とのあつれき云々というお話がございますけれども、確かに北館地区の復元に関する事業、これは町の予算がどうしても無理だったというふうなことで、先延ばしになった、やめたわけではなくて先延ばしになったことは事実でございます。そのことによって、文化庁にはてんまつ書も添えて、財政的な好転が見られた時点で、再度またこの復元にも取りかかっていきたいということをお願い申し上げているところでございます。そのことによって、今回の土地買い上げ、これのことにに関して、文化庁の方からあつれきがあったがためにということは、今のところ感じてございません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 財政が好転するというのですが、財政が好転するというのは、財政課長、23年度において公債比率、今時にも公債比率の分が出ておりますが、23年次はもうピークでないですね。今取り崩しをするとピークが崩れるわけですからいつからその1,500万円を、1年間に1,500万円を出せるような財政事情になるのですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） さっきは言うなといわれましたけれども、今度は言えと厳しく言われましたので言わせてもらいます。

先ほど来、城趾のことで整備ついていろいろお話ありましたけれども、基本的にはいろいろな関連から見て、予算的の厳しいというのが現状であります。そして、財政は23年ごろはどうなるのかという話でありますけれども、これはいろいろやり方にあるわけがあります。公共事業を減らすのか、またその他のものをある程度節減していくのかということ等で対応できるわけですので、そのときはそれまでにいろいろと考えながら、研究しな

がら対応して、この業種の継続的な事業というのは、ぜひ計画的にやっていきたいと、そうは思いますけれども、今の状況ではちょっと難しいという思いもありますので、その辺は御理解いただきたいと。

いずれにしても、これはちゃんとやるということでもありますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 非常に明快になりました。お金がないといっても、昨年度の繰越金が3,000万円ありましたよね、いいですか、（発言する者あり）そんなのってそんな顔しないでください。当たり前でしょう、節減するの。それはあなたの責任です。

要は、節減する中で4カ年計画、足かけ5カ年計画ででき得るものをさまざま節減して、さらにそれでもどうしてもできないというものではなかったはずですが、やってみれば、本当は。だからあなたの決断次第だったの。そうすると、20年時における移転費用もちゃんと出たのです。私たちは、決算を見て、予算を見て内容を知る。それは節約したから。職員の協力を得たから。そして早期に参事級の課長級が退職したからです。あなたが最も信頼するであろう上級職がやめていった。

こういうのなんかにおいても、政策に私は欠落が生じたと思うのです。その人たちのおかげでといえは何ですけども、3,000万円の繰り越しができて。1,500万円出せないかといったら、出せないといつた。しかし、結果として残したのです。

ですから、そういうように、あなたは戦術ばかりを見て戦略的な構想は何もないです。そのとき会社なんです、そのときよければいいわけです。そうじゃなくて、長期展望でやっていただくと、今の移転費用も出たし、北館にくるわが今ごろ、もう半分ぐらい完成したと思うのです。そうすると、要らないあそこの説明文、あの台つくらなくてもよかったです。ああいうような無駄な費用は要らなかったわけです。

町長がこれからやると言っていますが、副町長も昨日そのことについて文化庁との折衝をやると、こう言ってますけれども、いつごろから折衝を始めるのか、そのことについて、北館のくるわの復元について、恐らく一番先に文化庁との交渉になるであります。いつごろから入る予定でございますか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） この北館のくるわの整備については、何回ももう答弁しているわけです。そのたびにいろいろお叱りを受けながらも理解していただいていたつもりであります。今またここでいつごろからということにははっきり申し上げられないわけです。

というのは、私当初の所信表明の中でも申し上げています。継続事業についてはぜひやっていきたいと。しかし、今継続している計画事業についてはやっていくんだけど、今現在かかっている事業については緊急に完成をさせたいと。しかも、その後については優先度を考えながら進めていきたいということをお話ししているわけでありまして。

そういうことで、今緊急なのは継続している道路等でもありますし、また駅前でもある

わけです。

それから、先ほど来、住宅の件でもお話ありましたけれども、定住化をして人口減少に歯どめをかけるということも緊急な事態であります。それに合わせて次の段階で城趾の、城跡を整備していくというそういう計画の中で進めているわけですので、総合的な判断でこれからもやっていきたいと。明日からとかあさってからと公表して、やのあさってからその整備にかかるという、そういう見通しはまだ立っていないということでもありますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（田島政義君） 確かに、今いろいろと話を、個人的な話をしていますが、議長も大変苦慮している顔が見えたから、やはり、てんまつ書までつけて文化庁にとというのは、結局謝ったわけですが、委員会として。町がそれをやっぱりかなり深刻に考えないと、川村議員が話して、話して、追求して、これでもかこれでもかと初めて苦しい事情を委員会が話した。最終的には、てんまつ書、そこまで議長が許してくれたから、今いったのが出てくる担当課が大変なんです。てんまつ書書いて文化庁に出すということは、当初はやはり11番議員が言うように、新幹線にくる時代になってやるということだった。結果的に高い利息の借金を返すわけですから、だから、そういうものもあれば、やはりぴちっとした答弁を、町側も委員会側も話し合いして、くるのわかっていることです、もう昨日から出ています。

やっぱり、もう川村議員が言ったのも最後まで答えが出ないうちは議長も許さざるを得ないでしょう。議運では3回言ってますが、3回で出ない、4回目でそういうぼろっと出るとまた次へいくわけですから、当然議長は許すわけです。

今後もやっぱり議会をスムーズにやるためにも、答弁側もぴちっとしたもの最初から出さないと、追求されてからばかり出すと、担当課も大変なんです、職員が。やってられないです。職員だって人事異動、どこへ行くかわからないでしょう。今みたいなやり方だと、これ大変なんです。やはり私は、そこを副町長ともよく考えて、配慮して、横のつながりもぴちっとしておかないと今みたいに、これ旧天間の議員からいくと、七戸の方ばかり話して天間の方は何も言われないと出てくるわけだごもごもと。やっぱりぴちっとした形で私は答弁をして、これ議長要望ですから、よろしくお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、45ページ、第10款第6項保健体育費から49ページ、第13款第3項基金費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 31ページの17目集落営農促進事業費、補正されてゼロになっ

ている新年度の予算では廃目という形になっている。多分、だれもやる人はなかったと、取り組む人がなかったからこういうふうになったと思うのですけれども、認定農業者の認定するのは枠が緩くなったとはいえども、あとどうしても残る人が出てくる。それについては、町当局としてはどういうふうな形で、去年の場合は集落営農でこうやってまとめてやるんだという話でしたけれども、それどういう対策に変わったのでしょうか、それがまず一つ。

それから、同じ農業関係ですけれども、昨日副町長から今の道の駅の野菜即売所ですか、あの中について1.5倍ぐらいになるということでもた、それこそ体験とか実験とか、手づくりの形もやりたいという形でいろいろな構想が出ましたけれども、それとあわせて、待機者がどれくらいだと思ったら50人と、今入っているのが120人という説明、話もありましたけれども、もし仮にいろいろな1.5倍というと大体全部合わせても200人いく、いかないのあたりになるわけです。そうすると、待機者と合わせればそんなに余裕は内容に見えるのだけれども、そういうときにはこの計画の、これから図面はまだしっかりできないでしょうけれども、どのくらいの規模の手づくりとかそういう形の、前に話したときにはそれに力を入れたいという話でしたけれども、そうすると即売所のほうはかなり手狭になると思うのですけれども、その辺の考え方を教えてください。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 私のほうから、集落営農振興費の事業の関係ですけれども、これに関して当初一応3団体ほど予定しておりましたけれども、19年度は1団体もなかったということで減額するものでございます。

それで、今国の方では大規模農家のほうに農地の集積というふうな感じで動いてますけれども、小規模農家に関しては従来どおり集落営農のほうに移動を進めていきたいなというふうな考えを持っております。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 直売の施設の関係でお答えいたします。

1.5倍というのが一人歩きしています。（発言する者あり）いや、それも実は一人歩きなんです。私最初にいいました。また、今申請している段階で、およその、あらあらの内容をつくるためにつくったのが大体1.5倍ですけれども、私も今感じてますが、いわゆる総事業費の割には面積的に非常に高いものになっているのです。

ですから、今4月に入れば大体方向が出ると思いますが、その時点でどういう構造で、大きさとかです、それをこれから改めてつくると。それで、1.5倍程度で私も少ないと思っているのです。その辺は、これから改めてつくるということになります。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） まず、農林課長から、要するに集落営農はこれからの、大規模の人は別としても集積は別としてもすべてなるものでないから、そういうふうにしてやるとするならば、この新年度で廃目のゼロというのは、これちょっとおかしいと思うのだけ

ども、理屈に、廃目だからないことになるんだよな、それが1点。

それから副町長、今、即売所待っている人が50人もあると。これは恐らく今までの重ねての中だからもっとあると思う、出てくると思う。それはそれとしていいとして、もしそうなんであれば、どうせ今新しく建てれば場所変わるから、今の形で、これ農林課のほうかな、あそこ把握しているのは、農林課長、棚の把握しているのはあなたのほうでいいの、どこだ。今見ればその個人個人が使うスペース、例えばスーパーであれば一つの商品の棚が30センチの一棚大体決まっているわけだ。特売かける場合は別だけど、今見る限りにおいては、面積がばつととっている人もいればちょこっと置いている人も、やっぱりその辺あたりも整理整頓して、ちょうど今新しくときにはちょうどいい機会だと思うのです。今までは、あその場所はなかなか少なくして、面積、あなたのところ少なくしなさいと言ってもこれは難しいと思う。けども、新しく建てるのはやっぱりその辺のところもきれいに整理整頓した、もう少しこう見栄えのいい形でやると、例えば1.5倍にしてみても入れる人が倍にもなると思うのだけれども、その辺のところも検討してみてくださいませんか。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 20年度に関しては、集落営農推進事業の予算はないのかということでございますけれども、これに関しては、新年度では農業振興費のほうに、これ1団体分、これがうちのほうでわかっているのが1団体、来年度推進でやりたいという団体がございますので、その分は農業振興費のほうに計上してございます。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、棚の問題、確かに問題があります。非常に大きくとっている、あるいはまたあいてるのもあるし、その辺も実は問題点としていろいろ協議しています。

ですから新しいのに向けては、その辺もしっかり整理しなければならないと思っています。

○議長（田中正樹君） ありませんか。

12番。

○12番（松本祐一君） 38ページの新駅周辺整備事業の中の13節の委託料、駐車場の設置業務委託料ということで、駐車場の料金のことでお尋ねしたいと思います。

先般、副町長からもイオンの関係があって、確定ではないのだけれども無料じゃないのかなと。

また、先般、ミニ新聞にもそういうことが載っておりました。駐車場ただにしたほうがいい、そういう記事が載っておりました。私は、駐車場、やはり料金を取るべきだと思います、低料金で、300円、200円、100円でもいいです、とるべきだと思います。というのは、青森空港も、当初はただでした。しかし、除雪の関係で、やはり七戸だって雪、除雪の関係あるわけです。それですごくこう、逆にお金がかかったと。野ざらしにな

るわけでしょう、ただだと。はっきり言えば、1週間車投げている人がいるかもしれません。1カ月投げている人もいるかもしれません。

そういうわけで、逆にすごくお金が逆に除雪にかかると思います。そういうわけで、私は料金はとるべきだという考え方です。

また、恐らくこれ、この駐車場の管理は指定管理者に制度になって、それにのっつて、どこかの方が管理すると思うのです。そんなふうにして、ただまた町から管理なりでお金払っていくと。また、除雪費も、除雪は多分町でできるから町でやると思うのですけれども、そういう点を踏まえて、イオンはイオンで何もお買い物した人は無料でいいのです。町は違うと思います。やっぱり料金を取るべきだと思います。

その点、お答えできれば答えていただければなど、確定ではないのですけれども。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） お答えいたします。

もちろん確定ではありません。いろいろ今検討はしています。当然無料であれば放置車両があると。今除雪のことも言いました。そういった心配もあって、いわゆる管理費程度の料金を取ったらいいかという考えもあります。

あるいはまたその反対に、これイオンとの別に調整ということでもありませんけれども、いわゆる料金を取るのであればそれ相応の今度は管理をしなければならないし、料金徴収のシステムなり人の配置というのにも必要になってくると。

だから、その辺も今どっちが果たして合理的なのか、あるいはまた非常に使い勝手がよくなるのかというので、いろいろ検討をしておりますが、担当課のほうでは、この際ただがいいのではないかと。いわゆるいつまでもただでなくて、1泊2日だとか、2泊3日だとかと、そういったプランも今出ております。

いろいろこう調査をしながら、早めに確定して方向も出さなければならないと思います。

○議長（田中正樹君） 12番。

○12番（松本祐一君） 私は、ただほど怖いものはないという考え方に立っております。だから、やっぱりこれはもらうべきだと思います。だから、この決定権は、駐車料金を決めるのは多分町当局であって、それを議会に提案するなり何かに、承認の形になるかと思いますが、その辺、皆さん議論してこういう意見もあるんだということを、私はただほど怖いものはない、こういう時代になっていると思いますので、ぜひ前向きに考えて、料金を取ることを、低額定額でとることを前向きに検討してほしいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） もし仮に、今みたいに取るとする。例えば、イオンと関係なくて、イオンがただだと。じゃ、町側のほうで取るとすれば、当然ただのほうに車を置いていく。そうなれば、イオンが今度えらい迷惑だから、イオンも取ることになる。イオンが

取ることになれば、今度は周りに仮に入り口が一つで料金所があろうが、どういうふうな形でやるのか、やって、イオンの分の駐車場の分に垣根することになる。そうなれば、今の計画図にあるように、この町側の道の駅、ここは今度はそこに先に置くことになる。そこもやらなければならなくなる。そうなれば、全部皆駐車場として料金取るとなれば、皆垣根だらけになるんだ。

その辺のところも、料金を取るのはいいのだけれども、その辺のところを十分考えてやらないと、妙なこと始まると思います。要望です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

12番、どうぞ、最後に。

○12番（松本祐一君） 今、イオンで料金取ればどうのこうのと言いますが、このまえ、ジャスコで火事の時行ってみました、同じ町内ですから。ほとんどあの駐車場には置いてないです。

また、私パチンコやらないですけども、歩いて夜遅く行くが、ほとんどいないです。やっぱりそれはそのお店である程度時間過ぎれば鎖をしたり、あとはこうやって余り置かないでくださいとかという、イオン側はそういう指導をしたいと思います。

だから、私はイオンはイオンで多分除雪しなければならないでしょう。駐車場、もちろん管理しなければならないでしょう。

だから、何もイオンはイオンでやるのです。駐車違反でやらないのだけれども、不法駐車はみずからが指導します。だからそういうことです。だから、料金取って何ら不思議はない、ただほど怖いものはないということをおきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（田島政義君） 昨日のイオンの説明したときに、もし町側が取るのであればイオンも取りたいという話をして、だからこういうことになると思うのです。

だから、先ほど買い物の方は買い物して、売り上げをして駐車場無料でいいのですが、私、栗駒高原で旧七戸の議員は行ったと思うのですが、ただのときにはばっと急いでくるときととめて、全然無造作にとめて困ったと。100円なんです。ばっと入って、100円入るとゲートがあいて、人がだれもいないのですが、ゲートがあくと、入れれば一日置いても100円ですから、それでラインを引いておくときれいにとめると、そのラインに沿って。そういう経費も見て、100円程度ならいいだろうということで、やっぱりそれでやった成果が、栗駒高原の場合は上がっていますと。整列にぴしっととまっているという。だから高くなくてもいいのです。ただ、もう何泊以上の場合は書いておけばいいのです、幾ら取りますからと、ばっと張ればいい。今は大体一日800円というので大手の業者来てやっていますから、800円以上は一日取られないと思うのですが、100円はやるということで、その辺、イオンには協定書のときに、うちはこういう事情でとつても、あなたは取るなど、あなたは物を買う人なんだという協定書を結ぶときにそういう話

し合いをしていただきたいと。副町長、よろしく申し上げます。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成19年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。35分まで。

休憩 午前11時27分

再開 午前 11時36分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第14 議案第8号

○議長（田中正樹君） 日程第14 議案第8号平成19年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成19年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号) は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第9号

○議長(田中正樹君) 日程第15 議案第9号平成19年度七戸町老人保健特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号平成19年度七戸町老人保健特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第10号

○議長(田中正樹君) 日程第16 議案第10号平成19年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

6番。

○6番(田嶋輝雄君) 関連の中でちょっとお伺いいたしますけれども、先般、テレビ見えておりましたら、認知症のことでちょっとテレビが出ていました。そのことで、全国的に約5万人前後と言われておりますけれども、その中で、全国で一番青森県が最低のところだと、こういうふうな報道がされておりましたけれども、私どもの町のほうではどのような形の中で対処しているのかということをお聞きしたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○議長(田中正樹君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(大平均君) お答えします。

議員おっしゃいましたように、新聞とかテレビの報道、私どもも承知してございます。

現状を申しますと、合併前の両町村のときから生きがい活動認知症予防教室ということで、社会福祉協議会のほうに委託して行ってきております。

これは、予防ということで閉じこもりとかなくする、また仲間とともに創作活動などをして認知症を予防するというのでやっておりますけれども、年間約144回ほど開催してございます。

○議長（田中正樹君） 6番。

○6番（田嶋輝雄君） 年間144回開催しているということでございますけれども、この認知症というのは、私も60になるとちょっとしたことに、あれどうした、こういう感じがあるわけですが、ある意味では予備軍になるわけでございます。

そういった意味では、我が町では700余名あたり介護の人として認定されておられますけれども、重度になれば、なかなか自分の家、あるいはまた身内、あるいはまたその周辺の方々からもいろいろとお世話にならなければ大変な問題があるというふうにお聞きしております。

そういった意味では、これから懇話会、あるいは講演会、あるいはその携わる医師ですか、そういった形の中でこれから対処していただければありがたいと思いますけれども、少しそれに関して。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大平均君） お答えいたします。

今、県では今年度に対策検討委員会で報告書を作成することになってございます。

ということで、来年度から県がきつと指導や対策が示されて、町村にこういう形でやりなさいということになると思いますが、結果的に医療機関とかまたは施設とか、そういう形での誘導になると思いますけれども、当町においても相当ふえることが予想されますので、その指針等に沿って積極的に対応しなければならないと、こう思っております。

よろしく願います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号平成19年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第11号

○議長（田中正樹君） 日程第17 議案第11号平成19年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成19年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第12号

○議長（田中正樹君） 日程第18 議案第12号平成19年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成19年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第13号

○議長(田中正樹君) 日程第19 議案第13号平成19年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成19年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第14号

○議長(田中正樹君) 日程第20 議案第14号平成19年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成19年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第15号から議案第24号

○議長(田中正樹君) 日程第21 議案第15号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算から議案第24号平成20年度七戸町水道事業会計予算までの予算案10件を一括議題とします。

本件10件につきましては、去る3月4日の本会議において審査付託してありますが、予算審査特別委員会より審査の報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長(天間清太郎君) 審査の結果の報告をいたします。

3月4日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され付託された平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算から、平成20年度七戸町水道事業会計予算までの10議案について、12日、13日の2日間にわたりまして慎重審査の結果、お手元に配付しました委員会報告のとおり、全議案原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、議案第15号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算については、採決の結果は賛成12、反対2。並びに、議案第18号、平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果は賛成11、反対3でした。

以上、報告いたしますが、議員各位におかれましては全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(田中正樹君) これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第15号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算を議題とします。お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議ありませんので、質疑討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであり、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議ありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成20年度七戸町老人保健特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成20年度七戸町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成20年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号平成20年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成20年度七戸町水道事業会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号平成20年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第37号

○議長(田中正樹君) 日程第22 議案第37号七戸町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

16番。

○16番(白石 洋君) 指定管理を受けた方が、毎年業務計画を提出して、町の許可を得なければならないというふうになっているのですが、これまで営業してきたような形の中でやっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長(田中正樹君) 商工観光課長。

○商工観光課長(塚尾義春君) お答えいたします。

計画書は上がっております。いわゆる作業システムの研修会、それから労働安全衛生法に関する研修会、組合運営に関する会議による打合会。あと、多分この辺が次からがメインになると思いますけれども、新装アートの研修会、後の新装アートした結果のものを展示したいということですが、あと山野草の展示等も考えられております。

ただ、これまでのとおりというよりも、休息について、あそこの中で食べ物を出すとかというのは、まだ、ただいま検討中だということです。ただ、少なくとも自動販売機程度は置いてもらうような形で休息の場としてもらいたいということはこちらのほうで要望いたしておりました。

以上です。

○議長(田中正樹君) 16番。

○16番(白石 洋君) いろいろな講習会や何かは、これは大事だと思いますから、それ

を借りる方が、そういったこと等でそこでおやりになるのも結構でしょうけれども、私たちからすれば、やっぱり休息するためにそばを出したり、コーヒーを出したり飲んだりするというのが、いわゆるあの辺の自然を楽しんだり、水辺に行って散策をするとかというようなことが、あれは本来の目的です。当然それは建物の中でいろいろな研修をなされたりすることは大事ですけども、そういうことをやはり町としてそういうきちっとした目的を持って私はやるようにしてほしいなど、だからあえて伺ったのです。

町長、どうですか、あそこの394号線やって、これから新幹線も来る。いろいろなお客さんがあそこを通るわけです。あそこに多くのそば、七戸のあそこのそばがおいしいとファンがある程度あったり、それからキノコとったり春先のいろいろとったりするわけです。

だから、そういうために私はあそこでいろいろな意味で七戸町をアピールするのにいい場所だなと、こう思っているものですから、担当課長、それはそれとして、もうこれ以上は話しませんけれども、その辺のあたりも、それはペイするしないというようなこと等もあるのかもしれませんが、その辺のあたりも踏まえながら、ぜひそういう施設の活用をぜひしてほしいなど、こう思うものですから、今この場でこういう余り議論してもちょっと時間の無駄にもなりますけれども、その辺のあたりをひとつ、ぜひ担当課として全力を傾注してひとつお願いしたい、こう思っておりますので、要望としておきますのでひとつお願いします。

○議長（田中正樹君） 要望でよろしいですか。

8番。

○8番（三上正二君） ちょっと教えてください。第7条の（5）その他管理運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除いた事務に関する。これ、町長のみの権限というのは何のことですか。

それと、次の第8条、次の業務においては甲がみずからの責任と費用において実施するものとする。（1）で本施設の目的外使用許可、これは町がやるということ、この辺のかかわり合い。それから、さっき説明した何かこう、その前の第1条のところで、ダムの特性を生かした水辺空間を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境の充実を図ることとあるけれども、この整合性ちょっと、この町長のみと整合性のことで説明してもらいたい。

○議長（田中正樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塚尾義春君） ここにつきましては、いわゆる公共施設なものですから、第一に保険関係は、火災保険とかそういうふうなものは町の持ち物でありますから、そういうふうな関連につきましては町長のみの権限になりますよということになります。

そして、本施設の目的外使用といいますのは、例えばといえば変なんですけれど、工業とかそういうふうなものもまた考えられるのかなと思います。そして、あそこに、今、今後考えられますのは、上川目の町内会のほうで山桜がもうかなりの本数で植えておりま

す。多分私も、今後あそこを通る方、今度サクラの関係のお客さんもかなりふえてくるのかなというふうなそういう懸念も持っていましたけれども、その辺のことで、その辺のことにつきましてまた何かあったときは町側との協議を重ねていきながら実施していきたいなど、そのように思っていました。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 多分、私もその上川目のそういう話が、前にこの子供会か何かであそこやったという話も出たくらいだから、そのときにこういうふうになればこれどうなのかと思って、指定管理すればその全権のもとで管理運営することになるから、そうすればそういうふうな形の、せっかくそこの地域の子供会とかそういう人たちがそういうふうによっている中で、うまくこう持っていければなと思ったから聞いたのです。わかりました。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号七戸町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩したいと思います。1時まで。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第23 議案第38号

○議長（田中正樹君） 日程第23 議案第38号工事請負変更契約の締結について（榎林・上北町線交通安全施設整備工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

16番。

○16番（白石 洋君） これは前に入札したやつの変更ということですが、追加工事の

施工ということになるわけですが、これ、課長、どうしてこの橋体、橋面一式というように中に、こういった高欄だとか橋面の防水とか、そういったのこれ常識的に発注する当初の段階から含めて発注するのが当たり前ではありませんか。

例えば、道路工事を100メートル発注しました。ところが、掘削していったるうちに、例えばある箇所から湧水が出て、これは湧水処理をしてからでないと道路をつくってもまた壊れるから変更の対象になりますとうふうなこと等は非常にわかりやすいわけです。

ところが、この橋の場合でも、こうして当たり前で、当然つけなければ発注できないようなものが、今度は入札終わった後にこういったもの等が出てくるということになれば、何でもありで入札のできるようになるというようなことは、私、非常に怖いと思うし、基本的に変更の理由にならないのです、これは、どうですか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 16番議員の質問にお答えいたします。

当初、橋体工、橋面工を一式で計上しておりましたけれども、橋面工の一式は中腹工までのやつで、当初予算、設計組んだ段階での予算で、中腹工までの分しか予算組めなかったものでございます。

それで、今回落札差額等が出ましたので、その橋面をすべて完了いたしたく変更したものでございます。当初、設計の段階では橋梁の上部工のけた製作架設及び中腹工までしか設計組めなかったものでございまして、そういう状況で、今回変更したものでございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 今、課長話しているのは理由にならないよ、あなた、理由になると思いますか。やっぱり、橋というのは一つの形ができるから橋です。どこに高欄もないような橋なんていうのはないでしょう。それは、お金がなかったからといってやりましたと。これの1期、2期に分けてやるというのなら別です。

1期は下部工やりますと、2期は上部工やりますというのならわかる。ただ橋ってコンクリート打ちました。こっちに手すりも何もない橋というのは、お金がなかったからそれまでで発注しましたと、私はそんなの聞いたことない。これ無理ではないですか。

だから、いやまた設計組む、お金だけでなく、設計組んでつくってくれた人もまたおかしいな。そっちがおかしいのか発注するのがおかしいのか、どこか、どっちかかっちかだ。

だって、課長、この仕事をしていく上に、これ切り離してできるものではないでしょう。高欄というのは、今あなたが話している、答弁している予算の中でできましたと。はい、今度は高欄工だ、次やりますと、これ一体にしなければ仕事にならないものでしょう、一体にコンクリート打たなければ物になりませんかと思ふのだが、どんなものです。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 16番議員の御質問にお答えします。

今回当初設計で発注した中腹工、高欄の設置のところは中腹のところを高欄を設置するための、をやって、その高欄までの設計でございまして、今回追加施工する分、落札差額によって追加施工する分は橋面工全部を完了することによって事業の進捗を図りたいために施工、変更したものでございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） この高欄の足をあれするために、打つコンクリートに丸い大きな物を入れて、それにあれしたらコンクリートを詰めてやりますと、そんなのないでしょう。強度上からいったら、当然1回に一発打ちした方が強いのが当たり前でしょう。ぐらぐらとなる、それなら。

それから、後段に話した橋面の問題だってそのとおりです。どうしてそれだけを発注すれば早く工事ができるように即行を図ったというけれども、促進どころでないでしょう、決定時間かけて皆に変な疑惑を持たれるような発注の仕方をするというのは、どこかにやっぱり問題があるんだよ。そう思わざるを得ないです。あなたの答弁聞いてれば。かえってあなたが答弁すればするほどおかしい方向に行くような気がする、それ。

むしろそれよりも、実は申しわけなかったと、これを入れるの忘れたぐらいならまだ話わかるのです、逆に、逆にそうです。そうではないと、前に発注したとおりの方が施行上も強度のある立派なものができるんだという話なら、これは別ですと私は思うのだが、どうですか。私は、納得ちょっとできないのです。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 本来であれば、一体でできればよろしいかとは思いますがけれども、今回、当初発注した分に関しては、けた製作架設と中腹工までで発注されましたので、今回の変更で、ちょっと時間もらいます。

○議長（田中正樹君） 休息は、1時までいたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時12分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（天間一二君） 16番議員の質問に、ちょっと私のほうで不足な部分がありました。ここの橋梁は、今の現在走っている橋梁より20メートルほど上流のほうにしますので、そういう工事でございます。

それで、先ほど言いました当初設計の中腹ですけれども、中腹にアンカッチンをさして鉄筋でやってつなげてやりますので、構造上にはその上に高欄を設置しますので構造上には問題がありませんので報告します。

あと、今回の変更でございますけれども、本事業の榎林・上北町線の補助事業の本年度

分の入札差額を活用して残りの橋面工を完成することにより事業の進捗を図りたいものでございます。御了解のほどお願いします。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 課長、例えば一步譲って、高欄つけるにもいろいろなそれはあるでしょう。鉄筋をあれして簡単に倒れないようにということで、コンクリート打って固めてやるんだというのはわかる。仮にそれを譲ったとしても、どうしてそれらを含めて入札をできなかったというのに私は疑問を思うのです。それが、入札残が出たからそれで終わるんだと、そんな設計の組み方、どこの町村でもやってません。

今、町長、入札残が出たから、業者が頑張ってくれたから出たから、その工事はちょっと一千何百万円分出たんだということで、少し予算がやっぱりちゃんと橋なら橋が1億円なら1億円かかるんだったら1億円のお金をまず準備しなければ。その中に、中身が全部備わった上で、入札残が出て云々くんぬんと言ったのが、取り付け道路のほうにいったとか何とかというならまだわかるけれども、いや、全体で橋というものの構造物の上部工、下部工一式なり、あるいは下部工なり上部工なりで分けて出したというならわかるけれども、何したってこの追加施工分についているのだけをはじいたのか、ちょっと意味がわからない。そこらに何か不自然さというのだろうか、何か理解できない。

これは確かに課長も橋の設計や何か多分できないと思うから、これ業者の方に頼んでいと思うけれども、業者のほうだってそんな指導は私は絶対しないと思うな。ましてや橋面の防水だの歩道ブロックだの橋の橋面の舗装なんかも除いてるなんていうのは考えられないんだ。修繕するためにこうなったのならいいが、今新しくつくる橋にこういうふうなものがあるというのは、私ちょっと聞いたことないから、私のあれしているのは、質問しているのはおかしいかどうかわかりませんが、もう少し、課長の答弁も苦しそうなところで、私も何とも言えないんだけど、ただ、常識論ではないなと私は思うのです。

そういうふうなことを感じるものだから、その辺のあたり、これ答弁になるのだろう、こっちから見ると非常に苦しそうな感じもあるものだから、その辺のあたり、もう少し何とかわかりやすくできませんか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（坪 寿美君） お答えします。

ただいまの工事の落札率ですけれども、94.53%でございます。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 16番議員にお答えいたします。

先ほどもお話ししたとおりでございまして、確認して、中腹等の鉄筋とアンカッチンのものでつないで施工しているもので、構造上ではまずないんですけども、今後このような工事に携わった場合は、よく検討して、計算式検討しながら今後進めていくような方向で考えたいと思います。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） そうすれば町長は、先ほど予算書でここにやっぱり土木工事費のところでは1億800万円ですか、あれば、これも詳しくこういう図面から何から出してやらないと、心配で審議できないです。今みたいにこういうの出てくれば。それでも競争して、70とか75%でやったというならわかるのです。94になっていて、またこうなって、今度はこれが設計の中に入ってなかった、後でやりましょう。今1億800万円ほどあります。そうすると、これについてもまた随契でいくのかわからないけれども、どうやって入札するのかわからないけれども、きちっとした図面を提供したい、お願いしたいと。

今のような町長の答弁だと、私信用できない。またこういうの出てくれば。今これぴしっとしておかないと。出てきて初めて我々にもこの予算書を、今信用して全部通したのです。それを今になってこんなことであれば、また1億何ぼやってまたこれどんな橋や道路をつくるのか。こうなれば、さっき16番議員言うように、橋つくるのに上、下分けたわけでないのです。半分ぐらいやって分けたわけないでしょう。橋全体でやってる。

普通、我々にしては、橋と言ったらちゃんと欄干も皆ついてくるわけです。舗装もするのです。まさか橋の工事終わって、舗装しないという工事ありますか。聞いたこともない。家建てて、屋根にトタン打たないのと同じだこれなら。

だから、その辺をぴしっと、もしあれであれば、課長も答弁に困ってますから、もし20年度にもめないためにも、これであればこれもやっぱり予算書だけでなく、こういう図面も添付しないとこの予算なんて認めるわけにいかないです、今度、これだと。

どうですか、町長。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 私から説明いたします。

本来、すべてこれ把握していなければならぬのですけれども、今のやりとりを聞いて、本来、コンクリートと一体的に打って初めて強度が出ると。しかも、下の部分と欄干の部分、これ今切り離して、いわゆる当初ないものとしての入札だと。

ですから、今時考えれば、何で、その強度はどうかという疑問になると思います、一般的に。確かに、私もそういうのを今感じておまして、問題は、強度です。ですから、これについては、これから具体的な実行に当たっては、きちっと精査して、だめであればこれはやれないということにもなるかもしれません。

その辺の、いわゆる強度的なものを万全を期すようにしないと、今言ったみたいにアンカー筋を刺してとか何とかいろいろ話ししておりますけれども、果たしてそれでしっかりした強度が出るのかというのは、専門家の意見を仰ぎながら具体的な実行の判断しなければならないというふうに感じておまして、いろいろ御意見というのは最もだと思っておまして、その辺心配のないようなその実行の方策というのをこれからやりたいということで、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 副町長から強度が問題だというふうにお話がありましたが、私は全く素人だから全然わからないからお伺いいたしますが、最初に工事の見積もりをするときには、この追加施工分というのは入ってないのですか。

私が考えるには、この追加施工分のこの内容を見ると、橋が完成された状態で最初の見積もりの中には、これらの工事が全部入っているというふうに理解されるわけです。それで、追加施工分という、もしこれが追加施工分であれば、これは2期工事ではないかという、そういうふうな考えにもなるのです。

これが2期工事だとすれば、2期工事は2期工事でこの追加施工分は新たに入札するか何かしなければならぬのではないかという、そういうふうにも考えさるのですが、そこでお伺いいたします。

その最初の工事の契約の見積もり中には、この追加施工分の部分はあったかなかったかということです。

以上。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 2番議員にお答えします。

先ほど16番議員のほうにも御説明しましたが、追加施工分は、当初設計の橋面工のほうには入ってございませんでした。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 当初、入ってないで工事出したと。いいものだと思ってやっただと。お金あるとかないとか関係ない。そうじゃなくて、これでいいと思ってやっただけども、よく後から考えると絶対一体的にしてやったほうが、今の、強度でも課長が説明した、今まで発注した強度でもつけられども、より以上にこういうふうにやったほうがベターなんですね。だから、そういうふうに今これ何とかして一緒にやりたいからこれを認めてくださいということなんですね。そうでないとおかしくなるんだ。この分だと言えはこの分手抜き工事になるから。

だから、より以上の形にしてやるがために、当初入ってないのでやったのでしょ。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 私の説明足らずで申しわけございません、混乱させております。本当に申しわけないと思っています。

8番議員のおっしゃった部分もありますけれども、橋梁の発注に際しては細心の注意を払ってやってると思いますけれども、今回はその工事の、事業の目的を果たすために橋面を今回追加して施工したいとので、変更したいと思って提案しました。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） このくらい課長が苦勞してやってる。けどもやっぱり答弁ですから、わかる。ただし、これちゃんとしておかないと、今後のこともありますから。課

長でない、町長は説明受けて決裁したのですから。私は、課長でなくて町長が答弁すべきだと思うのです。

そうでないと、課長だけが苦しむわけですから。まして、2番議員が質問した、当初入ってなければ、私ちゃんと改めて1,000万円ですから、やはり入札は入札をしてこれ出すべきだと。私はこれは差し戻すべきです、この議案は。町長どうですか、収まらないです。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） さっきも申しあげましたけれども、入札残も出たということもありまして、それを今事業を実施しているところでやることによって新たに発注するよりもかなり経費の節減にもつながるといふこと等も、そういうこと等も説明を受けましたので、受けたつもりで、今ちょっと記憶にあるわけでない、そういうつもりで決裁をしてやりましたので、その辺は、今までの補助事業の残でも、補助事業で入札残でも残の部分については延長するとかいろいろなやって、その工事を進めるためにやってきてるわけですので、そういう観点から見れば、私はいいのではないかと、そういう思いで決裁しましたので、その辺は理解してください。

それから、今後につきましては、それなりにきっちりと、しっかりと精査をしながら、皆さんに理解をいただけるような形でこれから施工してまいりたいと思いますので、何分ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 課長にちょっとお尋ねします。全然わからないものですか。

橋面舗装工ということは、橋の一番上の方のことをいいますか、どうですか。はい、いえとかで、それで結構ですから。橋面舗装工ということは橋の一番面のことをいうのですか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 11番議員にお答えします。

お手元の資料の図面の上部工のところの断面図とございますけれども、その部分の箱形になっている部分が橋げたになります。その上に、橋面舗装工となっております。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 町長が、第2期工事にも当たらないわけでしょう、町長、こっち見てください。これを1期、2期とわけて工事を発注したのではないんだよね、そうですね。いやいや、これから発注するって。20年度予算は道路です、何を話している。

課長に聞きます、あなたも素人だからわからないと思うが、橋をつくるのに橋って、先ほど白石議員が言われてあるように、一体化したものです。上部工だとか下部工だとかと分けて発注したのでない。橋っていうと、私たちは皆できあがれば明日から歩けると思っ

ているのです。自動車は通れると思っているのです

したがって、そういう意味では発注時におけるミスがあったというのであれば話は終わる。ところが、町長みたいに答弁してるとおかしいのでないかと。もう一回提出し直したほうがいい、もう一回再度吟味をして、私はこれを一たん引っ込めて、再度吟味して、誤りがあったら誤りだということに話せばいいのだから。苦しい答弁するとますますこうやっていくと、あなただけが困るのです。あなたこうやってもうけるわけないでしょう。

したがって、もうけるということは、私がやった工事で、自尊心が、誇りが出てくる、もうけたというのです、そうでしょう。課長が今これをすることによって、議員からこれくらい突っ込まれて、非常に苦しい答弁をしているということは、明日からの仕事に影響があるじゃないの。失意のもとに20年度の予算執行するとしたら、大変なことになるじゃありませんか。だから私は言ってる。

ですから、先ほど福士町長も言ったように、もし精査する部分があったら精査して、そして臨時議会なら臨時議会を招集して再度提案なされた方がいいじゃありませんか。課長の苦しみを町長はえへらっとして見てる。大変です、話せないではありませんか。そのとおりに話せばいいって（発言する者あり）だから、苦しいからもう一回引っ込めた方がいいと思う、町長どうですか。間違ったら間違ってたと言えればいい、足りなかったら足りなかったといえばそれは認めます。

けども、何か木に金を足したような感じでものを話しているから、非常に困るだろうと思うから、引っ込める、私はその方がいいと思う。

○議長（田中正樹君） 3番。

○3番（瀬川左一君） ただいまこの追加ということで、この追加で完全な橋ができあがるのですか。まだこれに足りない部分もまたあるのですか、2期工事で。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 3番議員にお答えいたします。

今回提案させていただいた変更分の橋面工をもちまして、橋梁の部分は完了いたします。その前後の取り付け道路に関しては、左岸側の取り付け道路、また旧橋取り壊しに関しましては20年度に発注になる見込みでございますので、何とかこれを今回提案を通させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 今聞いてますと、これ2期工事的なことでものを取り下げたほうがいいのかという今意見があります。これは確かにひとつの方法としてはいいのかもしれませんが。しかし、橋梁というのは、そういう形の中で、今残っている、追加分に出されているこの土工やなんかはこれ別として、橋面の舗装だとかブロックだとか防水だとか高欄というのは、これは同時施工、いわゆる一発勝負でやらないと非常に効果が薄いのです。アンカーをつけて動かないようにして、それにコンクリートを打つとかでなく

て、コンクリートそのもの、もちろんアンカーもつけてやるのがいいのですけれども、それが仮に今度は同一の業者でない場合もあり得るわけでしょう、再入札にこれ出した場合には。そうすると、この橋梁の命がなくなる、私はそう思っています。

ですから、ここに出してこうきた以上は、やはり町長も、これは余った入札かけた残で処理できるからいいのでないかと、これは何人かでやる工事だからいいのでないかということではなくて、やっぱり基本的に、上に立つものの指導、監督が徹底されなかったからこういうことになったわけです。それを町長がオーケー出しているわけだ。

ですから、私は、町長はここで何だかんだと言わないでないで、きちんと陳謝をして、もう以後こういうことはないふうにするということで、私やっていったほうがすっきりしていくと思います。工事する業者も大変です。

ただ、うやむやにしておくということは私はいやです。やっぱり町長は町長で申し訳なかったという陳謝があってこそ、私は初めてこれは議会というものだと思っていますから。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福土孝衛君） ということで、大変いろいろと御心配をかけたなり御指導いただきました。

私も安易に、うかつに決裁をしたということで、大変今反省をいたしております。今後はしっかりと説明できるような形で事業を進めてまいりますので、何分このたびはお許しをいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中正樹君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号工事請負変更契約の締結について（榎林・上北町線交通安全施設整備工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第39号

○議長（田中正樹君） 日程第24 議案第39号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第25 議案第40号

○議長(田中正樹君) 日程第25 議案第40号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第26 議案第41号

○議長(田中正樹君) 日程第26 議案第41号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第27 議案第42号

○議長(田中正樹君) 日程第27 議案第42号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第28 報告第1号

○議長(田中正樹君) 日程第28 報告第1号平成20年度七戸町土地開発公社予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

予算全般にわたり発言を許します。

16番。

○16番（白石 洋君） 予算そのものについては、これで結構だと思いますけれども、町長にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、これまでもいろいろなことで行革をしてきたわけでありまして、このたびのこの土地開発公社についても、町ではやがてはその土地を買い求めておくことによって、いろいろな事業に云々というようなこと等もあって、この土地開発公社というのは衆知機知しながら今日まできた過去があるわけですが、ここまできていろいろありますと、むしろ財政的にこれ隠れ蓑になったりいろいろなこと等にもなる可能性が十分ありますので、私は時期を見て、早い機会にこれを廃止して、土地を求めるときは、役場で直接買えばいいのです。そういうふうにしたほうが私わかりやすいなど、こう思うものですから、その辺のあたり、町長どうですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

今まで行政を進める上で土地その他いろいろ必要な場合、公社が非常に大きな役割を果たしてまいりました。

いろいろこういう切迫して、状況が切迫してまいりますとそれなりに公社の存在の見直しをせざるを得ないような状況もあります。

しかし、今まで公社で借り入れたものをすべて返済して、20年度はゼロという形にしておりますので、残っている土地その他は役場のほうでほぼ全面利用できるという形になります。

そういう形で、それを進めながら公社の存在、意義というものをもう少し検討して、それなりに結論出してまいりたいと思っておりますので、理解いただきたいと思っております。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

以上で、報告第1号平成20年度七戸町土地開発公社予算についての報告を終わります。

○日程第29 請願第2号

○議長（田中正樹君） 日程第29 請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書についてを議題といたします。

皆さんのお手元に請願文書を配付しておりますが、既に同じ内容の請願が平成20年第1回臨時会において採択とされておりますので、請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書は不採択とします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なし認めます。

したがいまして、請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書については、不採択とすることに決定しました。

○日程第30 委員会報告について

○議長（田中正樹君） 日程第30 委員会報告についてを議題とします。

七戸町議会議員の定数検討について、平成19年第2回臨時会において、行財政改革特別委員会に付託しておりましたが、委員会報告書が議長の手元に提出されております。

委員会報告書は、皆さんのお手元に配付しているとおりであります。

本件について、委員長長の報告を求めます。

行財政改革特別委員長。

○議長（田中正樹君） 行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（川村三十三君） 行財政改革特別委員会に付託されました七戸町議会議員の定数について、委員会で3回開き、皆さんの御意見をちょうだいいたしましたが、結論を得ることができませんでした。

したがって、このことについては6月議会に向けて議員提案という形で、議員の提案があれば再度行革委員会を開いて審議を進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（田中正樹君） これで、行財政改革特別委員長長の報告を終わります。

14番。

○14番（田島政義君） この際、動議を提出したい。

今、委員長報告にありましたけれども、やはりこのままだといろいろな苦しい予算の中でいろいろ協議してましたけれども、やはりこれ6月定例会までに議員定数削減について、行財政改革特別委員会に付託を議長からしていただければと思いますが、議員の皆さんから聞いて、動議でお願いしたい。

○議長（田中正樹君） ただいま田嶋政義君から、ほかから、議員定数削減について6月定例会までの期限として行財政改革特別委員会に付託の上、審査されたいとの動議が提出されました。この動議が2人以上でありますので成立いたしました。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることによろしいでしょうか。採決したいと思いますが。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） それでは、本動議を日程に追加して、追加日程第1として直ちに議題とすることにいたします。

11番。

○11番（川村三十三君） 議長、直ちに議題にするということは今やるということでしょうか。

○議長（田中正樹君） そうではありません。日程をつくることを今やっています。

この採決は、起立によって行います。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田中正樹君) 起立多数です。

したがいまして、本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることを可決されました。

○追加日程第1 動議について

○議長(田中正樹君) 追加日程第1 議員定数削減について6月定例会までを期限として、行財政改革特別委員会に付託の上審査をされたいとの動議を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員定数削減について6月定例会までを期限として、行財政改革特別委員会に付託の上審査をされたいとの動議は可決されました。

○閉会宣告

○議長(田中正樹君) 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

なお、陳情第1号から第3号までは、お手元に配付の陳情文書表により資料配付とします。

これをもって、平成20年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

大変どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 1時48分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成20年3月14日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員